

○志布志市ダイバーシティ推進企業認定制度実施要綱

令和 7 年 3 月 25 日

告示第15号

(目的)

第 1 条 この要綱は、多様な人材の活躍を推進している企業をダイバーシティ推進企業として認定するダイバーシティ推進企業認定制度を実施することにより、もってダイバーシティを推進する職場風土の醸成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）における法定雇用率の対象者のうち、身体障害者にあつては身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 4 項に規定する身体障害者手帳 1 級から 6 級までに該当する者を、知的障害者にあつては児童相談所等で知的障害者と判定された者を、精神障害者にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第 1 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- (2) 高齢者 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第 9 条第 1 項に規定する高年齢雇用確保措置を講ずる必要がない65歳以上の高年齢者をいう。

(認定の対象)

第 3 条 ダイバーシティ推進企業としての認定（以下「認定」という。）の対象とする企業は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 志布志市中小企業・小規模企業振興基本条例（令和 4 年志布志市条例第 33号）第 2 条第 1 号に規定する中小企業・小規模企業であるもの
- (2) 過去 1 年以内において、法令又は例規に違反していないもの
- (3) 市税の滞納がないもの

(認定の例外)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合に該当する企業は、認定の対象としない。

- (1) その業種が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23年法律第122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又はこれに類似するものに該当する場合
- (2) 志布志市が行う契約からの暴力団排除措置に関する規程（令和元年志布志市訓令第 4 号）第 3 条に規定する暴排措置対象法人等に該当する場合

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格がない場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、認定を受けるにふさわしくない非行がある等の理由により、認定をすることが適当でないと市長が認める場合

（認定の申請）

第5条 認定を受けようとする企業は、ダイバーシティ推進企業認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期間内に、市長に提出しなければならない。

(1) 雇用保険適用事業所設置届（事業主控）

(2) 企業概要等

(3) 中小企業であることを確認できる書類（法人事業主の場合は登記事項証明書、個人事業主の場合は住民票の写し及び個人事業の開業届出書）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（認定の通知等）

第6条 市長は、認定の申請があったときは、別に定める認定基準により審査の上、適当と認める場合は、当該申請を行った企業に対し認定をし、ダイバーシティ推進企業認定書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、認定を受けた企業の名称、業種、取組等を公表することができる。

（認定の有効期間）

第7条 認定の有効期間は、認定の日の翌日から起算して2年を経過する日が属する年度の末日までとする。

（変更及び辞退の届出）

第8条 認定を受けた企業は、申請書又はその添付書類に記載した事項に変更があったときは、速やかにダイバーシティ推進企業認定申請記載事項変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 認定を受けた企業は、認定を辞退するとき、又は第3条各号の要件を満たさなくなったときは、ダイバーシティ推進企業認定辞退届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定を受けた企業が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

(1) 第4条各号の場合のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 営業を継続することができなくなったとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、認定を取り消すべき事情があると市長が認めるとき。

(市の支援等)

第10条 認定を受けた企業に対する市の支援等については、別に定める。

(調査)

第11条 市長は、認定を受けた企業に対し、ダイバーシティ推進の取組状況を確認するための調査を実施することができる。

2 市長は、前項の調査のため必要であるときは、認定を受けた企業に対し、書類等の資料を提出させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ダイバーシティ推進企業認定制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。